

事業概要シート

施策	0102	親と子の健康増進	<<>の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
事業名	不妊症・不育症等支援対策事業	縮小	予算額 2,695 千円 << 7,597 >>千円
事業期間	平成24年度 ~		財源内訳 国庫支出金 0 千円 県支出金 0 千円 地方債 0 千円 その他 2,695 千円 一般財源 0 千円
根拠法令要綱等	大村市特定不妊治療費助成実施要綱、大村市不育症治療費助成金交付要綱		

【事業の目的・概要・対象】

【目的】

次世代に生まれ来る命の大切さについて普及啓発を図るとともに、子どもを望む夫婦（婚姻関係がない内縁関係者も含む。R3.1月からの国及び県の運用に準ずる）の不妊・不育治療を支援する。

【概要】

①不妊症や不育症に関する相談対応や情報の提供（相談窓口の開設）

②妊娠と出産に関する知識の普及啓発（性教育講話の実施）

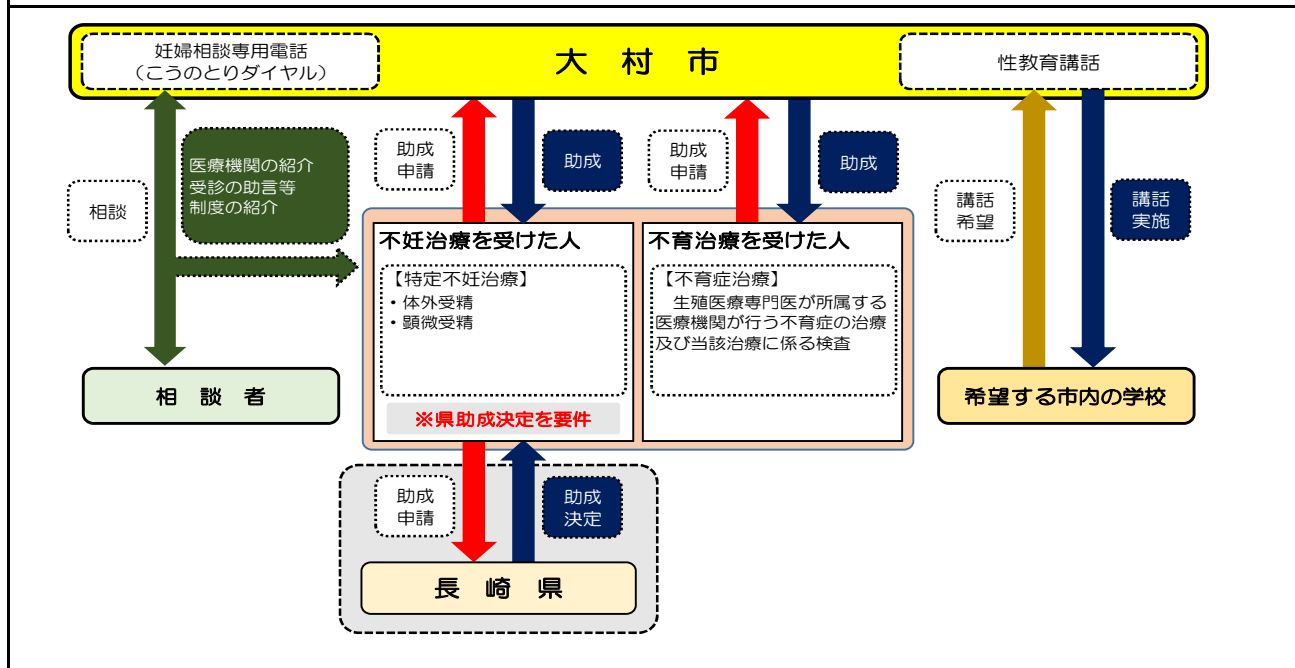
③特定不妊治療費用の助成（国県助成の市単独上乗せとして実施＝1回あたり50,000円（平成29年4月1日以降に開始した初回治療のみ250,000円）を限度（治療区分C・Fは25,000円）とし、特定不妊治療の初日における妻の年齢が40歳未満の者にあつては43歳になるまで6回を、40歳以上の者にあつては43歳になるまで3回を限度とし、助成を行う。（令和3年1月1日以降に治療終了した人：助成を受けた後、出産した場合には、これまで受けた回数をリセットする。）

*R4年4月1日以降は、医療保険適用となるため、経過措置対象者（令和4年3月31日以前に治療を開始し、令和4年4月1日以降に治療が終了する方）について助成を行う。

④不育症治療費用の助成（1治療期間にかかった費用の2分の1とし、1年度につき1回、上限30万円の助成を行う。）

【対象】

- ・市内の中学・高校生
- ・妊娠を望む夫婦（婚姻関係がない内縁関係者も含む）



【背景】

不妊症については、令和4年4月より医療保険適用となり、経済的負担の軽減が図られている。経過措置対象者に対して助成を行い、経済的負担の軽減を図る。不育症に関しては、高額な治療費に医療保険が適用されず、治療を継続する者には、大きな経済的負担となっている。子どもを望む夫婦の経済的負担や精神的不安の軽減を図るため治療費の一部を助成し、不育症に悩む夫婦を支援する必要がある。

担当課	こども未来部こども家庭課	課長	久保 昭隆
担当者	中村 智子	問合せ先	0957-54-9100

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	R 3 (実績)	R 4 (計画)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)
①	特定不妊治療費助成申請件数	計画値 件	139	47	38	—	—
②	不育症治療費助成申請件数	計画値 件	1	2	2	2	2

【成果指標】

指標名		単位	R 3 (実績)	R 4 (計画)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)
①	特定不妊治療費助成を受けた者の中で妊娠に至った者の率	計画値 %	49	56	56	—	—
②	不育症治療費助成を受けた者の中で出産に至った者の率	計画値 %	100	50	50	50	50

【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	合計
事業費	9,410	11,972	7,597	2,695	2,695	2,695	37,064
国庫支出金							0
県支出金							0
地方債							0
その他				2,695	2,695	2,695	8,085
一般財源	9,410	11,972	7,597	0	0	0	28,979
人件費	2,367	2,169	2,096	2,096	2,096	2,096	12,921
職員(人)	0.32人	0.29人	0.28人	0.28人	0.28人	0.28人	1.73人
時間外勤務(h)	20h	30h	30h	30h	30h	30h	170h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	11,777	14,141	9,693	4,791	4,791	4,791	49,985

妥当性 (市の関与)	不妊治療や不育症治療は、高額な治療費になるため、経済的理由により治療を断念することがないように費用の一部を助成するなど、市が子どもを望む夫婦の経済的負担はもとより精神的負担の軽減を図る必要がある。
有効性 (施策貢献度)	少子化が進行している中、不妊症や不育症に関する正しい知識の周知を行うとともに経済的な負担等を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進める必要がある。
効率性 (コスト)	治療を受ける妻の年齢要件や回数などの助成要件等は、県の制度に準じた運用とするとともに、相談対応の窓口を設けて専門の職員が対応するなど、効率的な実施に努めており、コスト削減の余地はない。

1次評価	担当者の記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり